

平成 29 年度国立研究開発法人国際農林水産業研究センター調達等合理化計画にかかる自己評価

調達等合理化計画 評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
<p>【 】は評価指標)</p> <p>重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 一者応札・応募の改善</p> <p>一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、要因に応じた対策を検討するため、入札説明書受領者、応札者に対するアンケート等を実施し、引き続き改善を図る。</p> <p>また、仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検、電子メールによる入札説明書等の配付、ホームページからの仕様書のダウンロード等に加え、他機関へ入札公告の掲示を依頼し周知の強化を図るなど入札に参加しやすい環境を整える。【入札等に参加しやすい環境整備の実行】</p> <p>(2) 研究開発等に係る物品及び役務の一括調達、共同調達</p> <p>研究開発等に係る物品及び役務の調達について、平成 28 年度まで JIRCAS 単独で契約を行っていた試薬に係る単価契約について、平成 29 年度から他法人との共同調達を行うこととし、併せて契約品目の拡大を行う。</p> <p>また、新たに理化学用品について他機関と共同調達を行い、公平性・透明性を確保しつつ調達手続きの簡素化と納期の短縮を図る。 【共同調達による調達手続きに要する時間の短縮：数値目標 700 品目以上契約】</p> <p>(3) 一般的な物品及び役務の調達</p> <p>一般的な物品及び役務の調達について、調達手続きに要する時間の短縮を図るために、新たに事務用品等に係る単価契約を行い、公平性・透明性を確保しつつ調達手続きの簡素化と納期の短縮を図る。 【単価契約による調達手続きの簡素化と納期の短縮：新たに数値目標 20 品目以上契約】</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>新たな競争性のない随意契約を締結することとなる案件(工事 250 万円以上、物品の購入 160 万円以上、役務 100 万円以上)については、事前に法人内に設置された契約審査委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。</p>	<p>平成 29 年度に実施した入札等において一者応札だった案件について入札説明書受領者等にアンケートを実施し、改善の可能性について検討を行った。なお、アンケートの回収率は 41.2% (17 者中 7 者) (平成 28 年度 71.4% (21 者中 15 者)) であった。また、所内掲示板及びホームページなどで入札案件についての調達情報の提供に努めるとともに、他機関へ入札公告の掲示を依頼するなど周知の強化に努めた。なお、ホームページから仕様書をダウンロード可能とし、電子メールでの入札説明書等の送付依頼があった 29 者 (平成 28 年度 16 者) についても適切に対応した。</p> <p>平成 28 年度まで JIRCAS 単独により行っていた試薬の単価契約について、平成 29 年度より 3 法人合同による共同調達を実施し、併せて品目の拡大を行い試薬 697 品目について単価契約を行った。</p> <p>また、平成 29 年度から新たに理化学消耗品についても 3 法人合同による共同調達を実施し、242 品目について単価契約を行った。なお、単価契約以外の品目については、その都度業者と契約手続きを行う必要があり、契約依頼提出から発注までにおおよそ 2 週間程度かかっていたが、単価契約を行うことで研究者から契約依頼受理後、即日で発注ができるようになり事務の簡素化と納期の短縮が図られた。</p> <p>一般的な物品については、平成 29 年度から新たに事務用品 25 品目について単価契約を行った。なお、単価契約以外の品目については、その都度業者と契約手続きを行う必要があり、契約依頼提出から発注までにおおよそ 2 週間程度かかっていたが、単価契約を行うことで研究者から契約依頼受理後、即日で発注ができるようになり事務の簡素化と納期の短縮が図られた。</p> <p>平成 29 年度の競争性のない随意契約を締結した案件は 18 件 (平成 28 年度 19 件) であり、光熱水料等の公共料金を除く競争性のない随意契約 13 件全てについて事前に契約審査委員会において審査を行った。また、委員会においては「随意契約によることができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を行った。</p>	<p>平成 29 年度における一者応札案件についてアンケートを実施する等により改善の可能性の把握に努めた。また、入札公告の所内掲示板及びホームページへの掲載に加え、他機関へも掲載を依頼するなど周知の強化に努めた。なお、仕様書をホームページからダウンロード可能とし、電子メール等による入札説明書等の送付依頼にも対応した。今後も引き続き仕様内容等の検討を行い、入札に参加しやすい環境整備に努めることとした。</p> <p>試薬及び理化学消耗品の単価契約品目を 3 法人合同で行い併せて品目を拡大したこと数値目標 700 品目以上を達成した。以上により、発注事務の簡素化が図られ、調達に要する期間が短縮された。今後も継続的に契約品目の見直しを行い効率的な調達に努めることとした。</p> <p>新たに事務用品 25 品目について単価契約を行ったことで数値目標 20 品目以上を達成した。以上により、発注事務の簡素化が図られ、調達に要する期間が短縮された。今後も継続的に契約品目の見直しを行い品目の拡大に努めることとした。</p> <p>光熱水料等を除く競争性のない随意契約 13 件全てについて、事前に契約審査委員会において審査を行ったことで数値目標 100% を達成した。当該委員会の審査により、透明性、公平性の確保が図られた。今後も新規案件が</p>

<p>ただし、緊急を要する場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。<u>【新たな競争性のない随意契約に係る契約審査委員会による事前審査実施率：数値目標 100%】</u></p> <p>(2) 不適正な経理処理の再発防止のための取組</p> <p>① 平成 28 年 4 月に組織と業務の見直しを行いリスク管理室に検収科を設置し、契約担当者以外の者による検収を実施しており、引き続き、現行の検収体制で堅実な検収を実施する。また、業務を遂行する中で必要があれば、検収体制や平成 28 年度作成した検収担当者向けマニュアルの見直しを随時行い不適正経理等の再発防止の徹底を図る。<u>【不適正経理の再発防止等のための体制の整備】</u></p> <p>② 平成 29 年度についても、規程、規則に沿った経理処理、コンプライアンス及び研究倫理等について全ての役職員を対象とした研修を実施する。また、研修受講後にはチェックシートを用いて研修内容の理解度を確認する。<u>【不適正経理の再発防止等のための研修の実施：数値目標参加率原則 100%】</u></p> <p>③ 昨年度に続き JIRCAS との契約手続についてマニュアルを業者へ配付するとともに、一般競争入札参加業者及び JIRCAS との年間取引が一定以上の金額又は件数が見込まれる業者に対して、不正に関与しない旨の「誓約書」の提出を求めることとする。また、平成 28 年度に職員向けに作成した物品購入等に当たっての注意事項や調達手続きの流れ等をまとめたマニュアルについて見直しを行い、引き続き適正な経理処理に関する理解促進を図る。<u>【不適正経理の再発防止等のためのマニュアルの見直し】</u></p> <p>④ 昨年度に続き内部監査において、契約と納入及び検収に関する検査項目についての監査を行うとともに、取引の多い業者に対しては契約案件を抽出し、それらの契約に関する会計帳簿等の提出を求め、JIRCAS の会計書類との整合性の確認を行い、不審点があった場合は業者に対して臨時監査を実施する。<u>【不適正経理の再発防止等のための内部監査の徹底】</u></p>	<p>物品・役務等について、検収科において納品現物と発注内容を照合・確認後、契約依頼者へ届ける検収作業を堅実に実施した。また、平成 28 年度作成した検収担当者向けマニュアルの見直しを行った結果、会計システム上での検収登録の作業手順をより明確にした。</p> <p>平成 29 年 4 月 4 日、5 日、12 日、13 日、14 日（英語：4 月 10 日）に全職員等を対象として、就業規則、コンプライアンスの基本等、労働安全衛生、健康管理、研究費の使用等についての研修（コンプライアンス一斉研修）を実施し、また、年度途中の採用者・異動者等には一斉研修を録画したビデオ研修を実施することにより、全対象職員等 386 名のうち、病休者 1 名を除く 385 名が受講した。研修受講後にはチェックシートを用いて研修内容の理解度を確認した。</p> <p>取引業者向けの調達手続等マニュアル（平成 28 年 4 月作成）を配付及びホームページで公表するとともに、新規参入業者に対しては文書により協力依頼を行った。また、一般競争入札に参加する業者及び年間の取引が一定の金額又は件数が見込まれる業者に対し「誓約書」の提出依頼を行った。なお、職員に対する物品等の購入手続きマニュアルについては、所内電子掲示板に掲載を行っており、内容の見直しを行ったが現段階において修正等については特段必要がないと判断し改訂は行っていない。</p> <p>平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月の間に、ランダムに抽出した取引業者 4 社を対象に、契約についての会計帳簿等を提出させ、契約月日、納入月日及び検収月日を調査し、JIRCAS の会計書類との突合を行い、日付の前後及び研究者との直接取引はないかの整合性の内部監査を行ったが、不適正経理と見られる案件の検出はなかった。</p>	<p>発生した場合は契約審査委員会において事前に審査を行い、透明性、公平性の確保に努めることとした。</p> <p>現行の検収体制の中で、確実な検収の徹底と作業手順の明確化が図られた。今後とも業務を実施していく中で必要に応じてマニュアルの見直し等を行い、確実かつ効率的な検収体制の整備に努める。</p> <p>契約職員を含む全職員等を対象にコンプライアンス一斉研修を実施し数値目標原則 100%を達成した。研修受講により、適正な経理処理や研究費の使用等についての理解が深まった。</p> <p>取引業者及び職員に対しマニュアルの配付及びホームページへの掲載を行うことで正しい経理処理や正しい調達手続きに対する理解が深まった。今後もマニュアルの見直しを行いながら、取引業者及び職員への周知を継続的に図っていくこととした。</p> <p>今後も不適正経理の再発防止を徹底するために、取引業者を抽出し契約案件の突合と整合性の確認を継続的に行っていくこととした。</p>
--	---	---